

平成27年9月第4回八街市議会定例会会議録（第5号）

1. 開議 平成27年10月8日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山田雅士
2番 小澤孝延
3番 角麻子
4番 鈴木広美
5番 服部雅恵
6番 小菅耕二
7番 小山栄治
8番 木村利晴
9番 桜田秀雄
10番 林修三
11番 山口孝弘
12番 小高良則
13番 湯浅祐徳
14番 川上雄次
15番 林政男
16番 新宅雅子
17番 京増藤江
18番 丸山わき子
19番 石井孝昭
20番 加藤弘

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	榎本隆二
総務部	長	武井義行
市民部	長	石川良道
経済環境部	長	麻生和敏

建設部長	河野政弘
会計管理者	醍醐真人
財政課長	江澤利典
国保年金課長	石川孝夫
高齢者福祉課長	和田文夫
下水道課長	山本安夫
水道課長	金崎正人
建設部都市整備課長	大木俊行

・連絡員

秘書広報課長	鈴木正義
総務課長	山本雅章
社会福祉課長	佐瀬政夫
農政課長	水村幸男
道路河川課長	横山富夫

○教育委員会

・議案説明者

教育長	加曾利佳信
教育委員会教育次長	吉田一郎

・連絡員

庶務課長	勝又寿雄
------	------

○選挙管理委員会

・議案説明者

事務局長	山本雅章
------	------

○農業委員会

・議案説明者

事務局長	醍醐文一
------	------

○監査委員

・議案説明者

事務局長	川崎義之
------	------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	藏村隆雄
------	------

副	主	幹	梅 澤 孝 行
主		査	中 嶋 敏 江
主	査	補	須賀澤 勲
主	査	補	居 初 理英子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第5号）

平成27年10月8日（木）午前10時開議

- 日程第1 議案の上程
 - 議案第12号
 - 提案理由の説明
- 日程第2 議案第2号から議案第10号
 - 質疑、委員会付託
 - 決算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第3 議案第12号
 - 質疑、委員会付託
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 休会の件

○議長（加藤 弘君）

ただいまの出席議員は20名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

10月6日までに受理した陳情1件については、その写しを配付しておきました。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第12号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、追加提案いたしました案件は、総武本線榎戸駅自由通路及び橋上駅舎等新設工事の施行協定の締結についてでございます。この工事につきましては、相手方、東日本旅客鉄道株式会社執行役員、千葉支社長藤村伸一と総額15億9千861万4千円で協定を締結することに関して、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（加藤 弘君）

議員の皆様に申し上げます。

ただいま議題となっております議案第12号の議案質疑については、本日の日程第3で行います。

質疑の通告は、本日の日程第2終了後、休憩をしますので、休憩中に通告願います。

日程第2、議案第2号から議案第10号を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第55条により、発言は全て簡明にし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならず、質疑にあたっては自己の意見を述べることはできません。

また、会議規則第56条、第57条及び議会運営に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とし、同一議題につき一問一答、2回まででお願いします。

最初に、桜田秀雄議員の質疑を許します。

○桜田秀雄君

それでは、早速質疑に入らせていただきます。

決算書なんですけど、この7ページでございます。予算現額が221億6千478万円、決算額が約212億779万円ですか、差引額が10億9千304万3千859円で、差引額が、いわゆる余剰金といわれますけれども6億円を、一般家庭でいうと貯蓄に、また4億9千304万3千859円を翌年度への繰越金、このようになっております。翌年度の会計事業と繰入金ということになるのかと思いますけれども、この予算書を見て一般の市民の皆さんは、八街は10億円も黒字なんだと、こういうふうに見られるのかなと、このように思い

ます。

しかし、現実には、市長も担当窓口も、市民の皆さんがいろいろなお願いに来ると財政が本当に厳しいんだと、このようにおっしゃっております。新たに議員になられた方もおられますので、本当に黒字なのか、あるいは、実はそうではなくて赤字なのか、赤字であるならば、平成26年度は幾らの赤字だったのか、その辺をまずわかりやすくご説明をお願いしたいと思います。

○財政課長（江澤利典君）

それでは、歳入歳出ということで、平成26年度の決算の関係で若干説明をさせていただきます。

まず、平成26年度の予算編成におきましては、歳入規模に合った通年型予算として編成するというようなことでスタートをしております。限られた財源を重点的、効果的に予算を配分して事業を執行していきたいということで、平成26年度予算が成立したというわけになっております。そうした中で、まず歳入でございますけれども、市税全体では前年度比、収入ベースで8千500万円、平成26年度の予算ベースですと約1億8千500万円の増収という結果になっております。その他各種交付金では約1億1千万円、国庫支出金では約7億円、繰入金では約1億6千万円の増というような形になっているところでございます。

特に、国庫支出金では、臨時福祉給付金とか朝陽小学校関係、耐震、地域活性化の生活関係の交付金等の増によるものが原因としてなっていると思います。そういう形で、また、繰入金については、財政調整基金の繰り入れが前年度比より1億6千万円ほど増というようなことになっております。

また、歳出では、民生費で、歳入で今説明しましたように、子育ての給付金とか臨時給付金等で前年度比3億4千万円、教育費では、朝陽小関係等で12億9千万円の増というような形になっているところでございます。目的別歳出では、前年度比、議会費で127万円及び土木費で約3千500万円の増となっているところでございますが、それ以外の総務、衛生、農林水産、消防及び公債費等々は減になっているところでございます。こうした中で、この7ページにありますように、実質収支額は9億6千万円ということになって、そのうち6億円を今回財政調整基金の方に編入したところということでございます。

確かに、10億という形式収支がかなり出ておりますので、平成26年度決算においてはこのような形になったわけでございます。財政調整基金については、年度間の財政の均衡を図るためのものございまして、この分については後年度以降の、当然事業執行にあたっての財政調整基金として編入しなければいけないということで、編入をさせていただいたところでございます。

○桜田秀雄君

過去5年間歳入歳出の余剰金、これを突き詰めますと、平成21年が約7億円、22年が7億円、23年が6億円台、24年が7億円台、25年が5億、約6億円でございますけれども、26年度は約11億円、このようになっておりますけれども、この主要因というの

はどういうところにあるのか、この辺についてご答弁をお願いいたします。

○財政課長（江澤利典君）

今、議員が申しましたように、毎年そういう形で余剰金というか実質収支額が上がっているところがございます。そうした中で、実質収支について繰入金等をちょっと例に挙げさせてもらいますけれども、実質収支、平成24年から申しますと、実質収支が6億ほど、25年度が5億2千万円、26年度については9億と、うち財調の繰り入れが平成24年度は6億6千万円、25年度は4億7千万円、26年度は6億3千万円というような形で、24年、25年については、実質収支から繰入金を引くとマイナスになってしまっているというようなどころで、26年度につきましては、単年度収支についてはプラスの方向になっているということで、今回決算においてはこのような形になったところがございます。

○桜田秀雄君

財政基金についてお伺いしたいのですが、平成4年は26億7千万円、これが八街では最近のピークということでありますけれども、以降アップダウンを繰り返しながら、今年26年度決算では約10億円、このようになっております。一般的には、財政調整基金、これについては標準財政規模の10パーセント、これが適切であると言われておりますけれども、本市はどのくらいが適切であるのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○財政課長（江澤利典君）

今、議員さんが申しましたように、基本的には標準財政規模の約10パーセントというような形で、県からもそのような形で伺っております。そうした中で、なかなかその10パーセント、過去は特目基金とかいろいろございましたが、今回財政調整基金が主な基金残高ということになっておりまして、平成26年度末で財政調整基金が約10億5千万円ほどになっております。標準財政規模から申しますと、10パーセントをきっているというような状況になっておるところでございます。本年度におきましては、この9月補正の補正予算書を見てもわかるとおり、繰入金を減額しております。

その理由としては、今年度、27年度の交付税が予算ベースより超過して入ってくると、また交付税関係です、臨財債も含めてそういう交付税関係が増えたということで、今回9月補正後の基金残高としましては約14億5千万円ほどに復活してきていると、この辺を含めて今年度の、今後、12月、3月補正とございますけれども、財政課といたしましては、その辺を含めて財政調整基金の復活ということを念頭に置いて今年度は努力しているというようなどころでございます。

○桜田秀雄君

26年度は10パーセントを割り込んでいる、こういうことございますけれども、今後の見通しについてはどのような見解をお持ちですか。

○財政課長（江澤利典君）

交付税の今後の見通しということになりますと、先ほど申しましたように、地方交付税の状況は26年度決算で38億6千万円で、前年度と比較すると8千400万円、2.1パー

セントの減というふうなことでございます。地方交付税の減額要因を個別に見ますと、普通交付税は地域経済雇用対策で前年度と比較して約4億9千万円ほど減と、そのほか包括算定経費で1億6千万円の減額等によって基準財政需要額が抑制されたことが主な要因というふうな形になっております。

また、特別交付税についてはごらんとおり増額というふうな形になっておりまして、交付税の今後の見通しなんです、需要面では社会福祉関係、高齢者の保健福祉関係などの財政需要は増加するというふうな見通しでございますけれども、反面、平成12年度から15年度、クリーンセンター関係の償還が平成30年度までに順次終了するというふうなことでございまして、また、収入面では地方消費税交付金の増額が今後見込まれております。そうした中で、人口の減が今後どの程度減っていくかという、そういうものもいろいろ考えますと、今後交付税については若干減少に行くのかなというふうには分析しているところでございます。

○桜田秀雄君

地方財政も余剰金の取り扱いについては第7条に記載されております。これは直接余剰金には入らないのだらうと思っておりますけれども、17款寄附金がございます。この中に文化会館建設寄附金、あるいは野球場建設寄附金、こういうものがありまして、若干積立金が増えたと、こういう状況でございますけれども、同時に目的を持った基金、これについては地方自治法の241条で認められておるわけでございますけれども、同時に3項では、その職務は当該目的のためでなければ処分できない、このようにされております。文化会館及び野球場の件については、いつ頃予定をされているのか、その辺についてお伺いをいたします。

○財政課長（江澤利典君）

その他目的基金として幾つかございますけれども、野球場、文化会館につきましては、なかなか、寄附をいただいているところでございますけれども、施設を開設することになりますとかなりの費用が係りますので、この時点で何年にそういう事業を起こすかということにははっきり申し上げられません。

○桜田秀雄君

目的外に積み立てられた基金が使えないとなると、もし野球場、あるいは文化会館、これは永久に建設ができない、こうした場合はどのようになるのでしょうか。数年前に庁舎建設基金、これが廃止をされまして、多分一般会計に組み入れられたのかなと思っておりますけれども、この2つの基金については住民の寄附も入っているわけですね、そういう意味で、そうした場合に一般会計に組み入れられる、こういうことはあってはならないと思うのですが、これは最終的にどのようになるのか、お伺いをいたします、そうした場合。

○財政課長（江澤利典君）

その他目的基金につきましては、当然その目的に合った形で財源を充当するような形で、基金条例の方にもそういう形になっていると思われまして、そのような形を取りますので、以前庁舎建設基金におきましては、土地開発基金もございましたけれども、今はもうございませ

ん。それについては、当然いろいろな公共施設、区画整理関係等がございましたので、そこに条例を廃止して、それに組み込んだというような状況でございまして、今ある財政調整基金も含めたその他目的基金につきましては、今後その事業に合った基金の目的趣旨に合った形で充当はしていかなければいけないというふうに考えております。

○桜田秀雄君

ということは、いずれは文化会館も作る、野球場も作る、そういうふうになるのかなと思いますけれども、次は議案第8号、293ページ、介護保険特別会計についてお伺いをいたします。余剰金が6千884万8千143円ありますけれども、全額翌年度の繰越金になっております。地方財政法第7条、これでは、歳入歳出の決算上余剰金が生じた場合においては、当該余剰金のうち2分の1を下らない金額は、これを、余剰金を生じた翌々年までに積立金または償還期間を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならない、このようになっております。基金の繰り入れがありませんけれども、地方財政法第7条に違反をしているのではないかと、このように思うのですが、その辺についてはいかがですか。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

平成26年度の介護保険特別会計の決算におきまして、6千884万8千143円の翌年度への繰越金が生じたところでございますが、この繰越金につきましては、平成26年度の保険給付費及び地域支援事業費等の額の確定に伴う国、県等への返還金を控除した残額について、介護給付費準備基金へ積み立てるべく、今回6月定例議会に補正予算として上程しておりますので、今後基金へ積み立てる予定でございます。

○桜田秀雄君

確かに、議案第3号ですか、この中に介護保険の補正予算、基金積立金4千819万3千円、これが計上されております。そういうふうになると翌々年といいますから、今年を含めて3年間、このうちに処理をすればいいんだと、このように理解されますけれども、そういう意味では違反していないというふうに理解をしてよろしいですね。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

決済により生じました繰越金につきましては、独立採算制を基本としている特別会計の理念から地方自治法の規定により、例年ですとちょっと基金の方に積み立てはできなかったのですが、今年度におきましては基金の方に積み立てていきたいと考えています。

○桜田秀雄君

次に、議案第9号、下水道特別会計ですが、323ページになります。基金の一覧表には18の基金、八街は今持っておりますけれども、下水道特別会計に関する基金が見当たりません。基金は創設をされていないというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○下水道課長（山本安夫君）

本市の下水道特別会計なんですけど、健全経営を行うということで、平成26年度におきましては、歳入歳出差引残高864万5千400円が翌年度に繰り越しという形になっております。

なお、これにつきましては、本市は下水道事業ですから経営戦略という形で使用料、あるいは受益者負担金、国庫補助金等をいただいて運営をしておりますが、また、足りないものにつきましては、一般会計からの繰り入れという形で営業しております。一般会計からの繰り入れにつきましても、下水道は基準内、基準外、雨水は公費、汚水は市費というような形で経営を行っています。雨水費につきましては基準内でいただいてありますが、基準外についてはどうしても使用料が足りないという形で運用しておりますので、差引残高にありました860万につきましては翌年度にそれを使って運営をしていきたいという形で基金を設けていないというような形でございます。

○桜田秀雄君

一般会計あるいは特別会計についても法律上は基金を設けなさいと、このようになっていると思うのですが、そのような想定とする考えはございませんか。

○下水道課長（山本安夫君）

基金の創設につきましては、本市の下水道事業、現在国の方から平成32年度に公営企業法に基づく企業運営をなささいという通知が来ております。その中で、公営企業に移行した場合には、水道事業と同じような会計制度をもって行わなければならないという形になっておりますので、今後4年間、公営企業に進むにあたって準備をしていき、会計だけではなく条例等についても見直しをしていかなければいけないと、そういう中でやっていきたいと思っております。

○桜田秀雄君

わかりました。

次に、議案7号ですが、275ページ、後期高齢者医療特別会計、これについてお伺いをいたします。

この会計については、若干今までの特別会計等はちょっと内容が違うのかなと、そんな気もするのですが、後期医療特別会計、これもやはり基金が設立をされておられません。先ほど申し上げましたが、地方財政法では基金に組み入れなさいと、こういうふうに明記をされているわけでございます。つまり、簡単にいうと、一般会計及び特別会計それぞれの余剰金は、向こう2年のうちに2分の1を貯金しなさいと、このように掲げられているわけですが、市長は法律を厳格に守るべきだと思っておりますが、その辺についての考えはいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

今、市長はということでございますけれども、私の責務と役割ということであると、市の代表者として市政全体を総合的にかつ長期的な観点から捉え、公正な市政運営に努めるとともに、市民生活の向上及び市民福祉の向上のために最大限の努力をしなければならないということが責務と役割というふうに理解しているところでございます。そうしたことから今回の後期高齢の剰余金等々につきましては、しっかり担当の方で、処務方法といたしましては年度間の主に調整財源になっていることから、現在のところ処務方法としては差し支えな

いというふうに考えているところでございます。

○桜田秀雄君

後期高齢者については、厚生労働省でもそんな見解をとっているのかなと思うのですが、でも、現に、法律をやっぱり守っていこう、こういうことで、それぞれの自治体でこれについても基金を設けるという取り組みが始まっています。その辺については把握をされていますか。

○国保年金課長（石川孝夫君）

後期高齢者医療特別会計につきましては、事業の性質上、徴収した保険料、後期高齢者広域連合へ納付するための特別会計でございまして、歳入歳出差し引きが発生したとしましても年度間の調整が主なものでありまして、地方財政法に想定する実質的な剰余金は存在しないというふうに考えております。

なお、他団体の基金の状況については把握をしておりません。

○桜田秀雄君

今、答弁があったように、そういった絡みがあるからこれについては基金を作らなくてもいいんだと、そういう考え方が大数を占めているのかなと思うのですが、やはりこれから財政民主主義、これを考えるとやっぱりやっていくべきだろうと、そういう意見もあるわけですから、ぜひご検討を願えたらありがたいと、こういうように思います。

次に、会計管理者にお伺いをしたいのですが、答弁をする機会がありませんから、たまには答弁をしていただいてもいいのかなと思いますので、お伺いをいたします。

決算書は会計管理者が中心になって。

○議長（加藤 弘君）

桜田議員、通告にはないと思いますけど。

○桜田秀雄君

財政法の関係でちょっとお伺いを。

○議長（加藤 弘君）

何号の分ですか。

○桜田秀雄君

7号の②です。

○議長（加藤 弘君）

地方財政法第7条ですね。

○桜田秀雄君

その絡みです、申し訳ありませんが。

この決算書を僕も議員になって8年間見させてもらっているのですが、なかなかやっぱり今でも理解しかねないと、そういう状況があります。こういう決算書というのは、例えば市の職員の皆さん、職員になってどのぐらい経験すると理解できるようになるのでしょうか。その辺をちょっと、余談かもしれませんが、よかったら。

○会計管理者（醍醐真人君）

どのくらいで理解できるかというのは私も何とも言えませんが、私の個人的な感想といたしましては、決算書を見る機会が、私の場合は係長とか相当職になったときに決算書というものをみてまいりましたので、私の感想だけで申し上げれば、多分その頃から決算書に触れるというか、意識してくるのかなというふうには考えます。

○桜田秀雄君

これまで、予算、これは、予算のときは皆さんはいろいろ買いますけれども、決算となると、もう使ってしまったお金だからという考えもあるのでしょうか、安易に軽視されがちでございました。私は財政民主主義、あるいは、決算信用、次年度への予算審議につなげていく、このことは極めて重要である、このような認識を持っております。そうした意味から、地方財政的の財政法の目的でもある地方財政の健全化を確保し、地方自治の発展に資するため、予算決算は臨時委員で行うべきではないか、このような提言を申し上げ、また、議会の中でもその方向性が固まりつつあるように思います。決算書を取りまとめました管理者としてこの議会の中でこういう審議をしてほしいと、そういう要望とかそういう思いがありましたら一言聞かせていただきたいと思っております。

○議長（加藤 弘君）

桜田議員、申し訳ありません。議案質疑ですので、それはできませんので、ご了解ください。

○桜田秀雄君

決算質疑、よその議会のネットでいろいろ見せてもらいましたけども、当然これは基本的な問題なので質問させて、そしてまた答弁もいただいているのですが、八街市議会は無理ですか。

○議長（加藤 弘君）

議会の申し合わせにより、ご了解をお願いいたします。

○桜田秀雄君

わかりました。議長がそう言うのであれば、これ以上会計管理者に答弁を求めることはできないと思うのですが、先ほども申し上げましたように、今までと違って決算ということへの重要性、これはやっぱりみんなが認識をしていかなきゃいけないと思うんですね。そのために、議員全員でやっていこうという方向性があるわけですから、ぜひそうした方向で、例えば今回議長会派3名おりますけども、決算委員会のメンバーに新人議員、昨日、今日なられた議員が決算委員会のメンバーに入るということは予想される。こういうことは市民の皆さんに。

○議長（加藤 弘君）

それはちょっと質疑とは違います。

○桜田秀雄君

その辺をお願い申し上げながら、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます

ました。

○議長（加藤 弘君）

以上で桜田秀雄議員の質疑を終了します。

次に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第5号、平成26年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入の1款1項1目個人の市税収についてお伺いします。

収入が増えない中、消費税が5パーセントから8パーセントに増税された上に物価高などで暮らしが大変厳しい中、職員の皆さんも徴収に対しては大変な苦勞があると思います。この税制は生活実態にあった応能負担の税制であることが本来は認められておりますが、そういう税制になっておりませんので、市民が安心して相談できるように、懇切丁寧な対応をするようにと共産党は一貫して求めてまいりました。現在、どのような対応をされているのか、また、学資保険の解約など子どもの夢を奪うようなことはしないように求めてきたのですが、26年度はどうだったのか、お伺いします。

○総務部長（武井義行君）

納税に関しまして、市民の方への対応ということでございますけれども、これは以前から申し上げておりますように、実際に納税が滞ってしまった方に直接お会いして、実情をよく確認させていただきながら納税計画を相談させていただいて、皆さんの実情に合った納税方法ということを職員も一緒になって考えて、丁寧な対応をさせていただいているところでございます。

それから、今お話がありました学資保険、これにつきましては、平成26年度の差し押さえの状況で申し上げますと、そちらの差し押さえ件数につきましては全部で335件、これは前年度と比較しますと186件ほど減しております。その中で、生命保険は54件ありましたけれども、学資保険は行っておりません。

以上です。

○京増藤江君

住民の皆さんが、本当に払いたいけれどもなかなかお金がなくて払いきれない、滞納されているという中で、丁寧な対応をされているということで、これは本当にそれが大事だと思います。

また、学資保険の解約はなかったということで、これも大変子どもたちのために、また、そのご家庭にとっては本当に安心感があるのではないかと思います。そういう点でも、本当に職員の皆さんも大変、市民の皆さんも大変というところで、住民の皆さんの収入をどうやったら増やせるのかというところがこれから必要だなというのが私の思いでございます。

そして、今回はこの国会が終わりましたけれども、労働者派遣法改悪、これですますます正社員になれない、低賃金で働かざるを得ない社会になってしまう、これが心配されます。

また、高齢者は年金減額、介護保険料やサービス利用料を引き上げる、本当に負担ばかり

だということで、徴収の努力だけではこれから税収が増えないと思うのですけれど、今まで働いていたけれど失業してしまったと、こういう方たちに就労のための相談をできる、そういう窓口を積極的に知らせていく必要があると思うのですけれど、この失業など職を失った方たちが相談に見えたときに自立支援の相談窓口などもありますよとか、そういうさまざまな就労に向かった窓口などのお知らせはしているのかどうか、お伺いします。

○総務部長（武井義行君）

具体的に、ちょっと私は報告を受けておりませんが、実際に相談を受けている中で、そういった雇用のこととか相談したいということであれば、その関係するところはこういうところがありますよというご案内はさせていただいていると思います。

○京増藤江君

やはりお金がなければ払えないということですから、ぜひ就労の機会が増えるように、また、この技術支援の中でも正社員で働けるといふようなところがちょっと本当に難しいのではないかという心配はすごくあるのですけれど、当面何とか生活のめどが立てるといふところではこの窓口は大変いいのではないかと私は思いますので、よろしくお願ひします。

次に、18ページの6款1項1目地方消費税交付金についてなんですけど、前年度比で1億3千358万円増の7億1千789万円ですが、これは八街市が消費した物品などに対する消費税はちゃんと補償されているのか伺います。

○財政課長（江澤利典君）

地方消費税交付金につきましては、平成26年の4月1日から5～8というような形で3パーセント上乘せになっております。そうした中で、今議員が申しましたように、平成25年度決算は5億8千万円、26年度は7億1千万円という形で1億3千300万円ほど増というような形になっております。これについては、増の主な理由といたしましては、平成26年の4月の消費税の5～8と、また、消費税率が引き上げられる前に駆け込み需要もあつたというような形で推測されます。交付の時期が6月、9月、12月、3月というような形になっておまして、6月分については2月から4月ということで5パーセントの部分が含まれております。

また、経過措置といたしまして、契約関係ですと4月以降も5パーセントで進んでいるところもございまして、理論的には、予算上は7億3千万円ほど持っておりますけども、実際に入っているのがこの数字というような形で分析をしているところでございます。

以上です。

○京増藤江君

本当にこの消費税増税で市の方もさまざまな分析をされているということでございます。この消費税が、さらに増税が市民の暮らしを圧迫しているというところでは、私は本当に、この市には入ってきますけれど市民の暮らしは大変だということでは辛いことでございます。

次に、20ページの10款1項2目地方交付税についてなんですけれど、地方交付税、25年度は前年度と比較すると約1億1千700万円の減額となっております。また、26年

度も8千407万円の減額、この減額の理由についてお伺いします。

○財政課長（江澤利典君）

普通交付税、26年度と25年度を比較しますと、議員さんがおっしゃるとおり、そのような形で減というふうになっております。この普通交付税による減の主な理由といたしましては、交付税算定の中において地域経済雇用対策、あと個別的経費を抜いた包括算定経費というものがございまして、その減額によって基準財政需要額が抑制されたというふうに考えております。

○京増藤江君

この普通交付税の算定基準となっているのが、今言われた基準財政需要額、また基準財政収入額なんですけれども、この基準財政需要額、抑制されているということなんですけれども、本当に私、これは抑制し過ぎではないかと思うのです。基準財政収入額には消費税増税分も入っている、そういう中で基準財政需要額にはその分が入っていないということで、この差が毎年縮まっている。基準財政需要額は25年度は前年度と比べると1千176万円の増額、そして26年度は2千967万円の増額で、しかし、その基準財政収入額は消費税増税分も含めたりして引き上げられている。これが私は地方交付税が減っている大きな原因になっていると思うのですけれども、やはりこの基準財政需要額が住民の必要水準を満たしていない、ここに問題があると思います。私は実態に即した地方交付税にするよう国に要求すべきだと思っておりますけれども、先ほども市長は市民生活の向上、福祉向上が自分の役割なんだ、仕事なんだというふうに答弁されたのですけれども、先ほどの桜田議員の答弁に対しても、やはり高齢者の皆さんも年々増えていくというところでは、この需要額も増えていくということが課長の方からも答弁でありました。この基準財政需要額、きちんと住民の実態に合わせたものにするよう、私は国に要求していくべきではないかと思うのですけれども、市長はこの点についてはいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

その点につきましては、千葉県市長会を通じて要望してまいりたいと思っております。

○京増藤江君

しっかりとこれは要望していただかないと、毎年財政運営が大変厳しい中で、本当に骨身を削って担当課の皆さんも頑張っている中で、本当に頑張り甲斐がないではないかと、私はこう思いますので、市長もご自分の市民生活向上、福祉向上のために、私は大いに市長会に物申していただきたい、国に物申していただきたいと思っております。

次に、63ページ、歳出なんですけれども、2款1項6目財産管理費、市庁舎整備費についてなんですが、これは131万4千360円の決算なんですけれども、この庁舎、危険の庁舎だと思うのですが、このような庁舎で市民の安全措置、職員の安全を守れるのかどうかと大変疑問なんですけれども、いかがでしょうか。

○財政課長（江澤利典君）

平成26年度のこの131万4千360円、これの内訳を若干申しますと、第4庁舎の屋

根修繕、庁舎電話配線、第1庁舎の2階廊下の照明器具というような形で、131万円ほどに庁舎整備の経費として決算として出ております。

また、平成25年度におきましては、約6千900万円ほどの庁舎整備費、繰越明許も含めて6千900万円ほどあります。これは、ご存じのように、庁舎の非常用電気設備関係です、電気設備工事が約5千万円ほどあったというような形で、かなり25年度は決算としては約7千万円ほどの庁舎整備というような形になっています。

今後この庁舎整備におきましては、今年度、来年度におきまして、公共施設整備の管理計画というのを現在発注しております。それに基づいて第2庁舎はかなり昭和の時代からできた、八街高校の旧校舎ということになっておりまして、その辺も含めてその管理計画の中で、今後の庁舎関係の整備については整備をしていくというふうに考えております。

○京増藤江君

庁舎の耐震化はきちんとされているのか、また、これから計画を立てるとのことなんですけれど、そういう悠長なことでこの庁舎の安全は守られるのかという点が私は聞きたいです。それで、耐震化などもきちんと全庁舎にされているのかどうか、お伺いします。

○財政課長（江澤利典君）

第2庁舎の検討なんですけども、これは平成13年に耐震診断の結果として出ておりまして、1階及び2階の飛び出した部分、その部分が耐震が不足しているというような結果は出ております。その辺の耐震補強をするか改築するか、その辺については、先ほど申しましたように、公共施設の総合管理計画の中で手法を比較検討して、今後庁舎の整備については考えていきたいと思っております。

○京増藤江君

耐震不足が出ているわけですから、本当にこの管理計画、これからしてどうのじゃなくても、不足しているところは、これは大勢の人が集まるところですから、私は来年度でもきちんとしていただきたいと要望しておきたいと思っております。

次に、69ページ、2款1項11目諸費なんですけれど、地区コミュニティー推進費についてお伺いします。災害時の声かけ、助け合いはもちろんのことなんですけれど、日常での子どもや高齢者の見守り、安心、安全な地域づくりに私は地区コミュニティーは大きな役割を持っていると思います。これは市の方でもそのような認識のもと広報などでも加入のお知らせが載っております。この区への加入率が低くなっているその原因は何か、お伺いしたいと思います。

○総務部長（武井義行君）

なかなかこの原因、これだというのは見当たらないとかあれなんですけど、恐らく核家族化ですとか、そういったいろいろなことが原因となっているのではないかとこのように考えています。

○京増藤江君

核家族化が区に入らない理由というのはなぜなのかなと思うのですけれど、核家族化だけ

からこそ地域の皆さんにいろいろと助言いただいたり助けていただくことができると思います。のですけれど、私も皆さんにお聞きしますと、役員をやったら仕事も大変なのに、役員をやるのが嫌だからもう役員をやってやめるのですとか、そういう方もいらっしゃるし、また、三役なども本当に見つからなくて苦勞するのですけれど、市の方が区にあまりにも仕事が行き過ぎている、そういうことはないのかどうか、結構区長さんの毎日の仕事は忙しいんだということで、一般の町内会長さんなり組長さんをやるのも辛いのに、そういう三役をとともやれないという声はたくさん聞かれるのですけれど、まず区長さんの仕事を減らしていくとかやりやすくしていく、こういう方向も必要だと思うのですけれど、いかがでありましょうか。

○総務部長（武井義行君）

確かに、議員さんがおっしゃるように、区長さんの負担というものは少しでも軽減できるような方向で、これは検討していかなければならないと思っておりますし、やはりこれからは市民協働ということもございますので、地域の方たちとの市との連携、これは大切でございますので、その辺の説明は市としても重要性、そういったものを説明していきたいというふうに考えています。

○京増藤江君

次に、71ページの市民参加協働事業費についてなんですけれど、協働のまちづくり検討会において5つの分科会で調査研究がされました。この中で活発な意見が出たと聞いておりますけれど、検討会の結果を街づくりにきちんと活かしていかなければならないと思うのですが、今後の計画についてお伺いします。

○総務部長（武井義行君）

現在さまざまな計画、同時進行で進めております。ひと・まち・しごと創生に関するものでありますとか基本計画もそうですが、そういった街づくり研究会の中で出されました意見につきましては、十分それを反映できるようにさせていただいているところでございます。

○京増藤江君

やはりこの市民の皆さんに参加協働をしていただくということについても、ただ参加してくださいと、協働をお願いしますよと言っても、なかなか市民の皆さんはピンとこないと、どうやればいいのということになると思うのです。そういう点では、このコミュニティーも魅力あるものにして、そして、そういう中で皆さんと触れ合ったりする、楽しいなということを経験していただいて、たくさんの方にこの参加協働していただくというふうにしていくことで、本当にいい街づくりができるのではないかと思いますので、これはこういう一つ一つのことを別物と考えないで、ぜひ街づくりをどうするのかという点では、研究をしていただきたいと思います。

次に、3款3項2目扶助費についてなんですけれど、125ページです。生活扶助費についてはこの扶助費が減額されておりますけれど、子どもがいる世帯ほど大変削減をされるということで、暮らしが大変になっているのだろうと心配をするのですけれど、この点について、特に子どもさんがいるご家庭ではどういう状況なのか、お伺いしたいと思います。

○市民部長（石川良道君）

生活扶助費の対前年度比としましては、266万円あまりの増になっております。こちらにつきましましては、先ほども減額というのがありました25年から27年までの生活扶助基準の見直しというのがありまして、そちらの面につきましましては先ほどお話もごございますけども、逆に、その消費税分を27年度で見ますと、その影響分がございまして、結果的には26年の4月の支給分と25年の8月の改定を比較いたしますと、107万円ぐらい増えているというふうな状況がございまして、その基準改定に伴う減もあるのですが、逆に増えたというふうな部分がありますので、結果としては増の形になっているということでございます。

○京増藤江君

部長、消費税が増額したから支給額が増額、これはとんでもないことですよ。だって、それはもう今まで同じ消費をしていてもその分が上がっているのですから、まして物価も上がっている、この消費税増税分は補償されたかもしれない、だけれど、物価高の分は補償されないですから。それから、削減はされているのですから、ただ結果だけ増えているとか、そこはもう、それじゃあ、この削減された方たちの暮らしがどうなっているのかと、それを見る視点があまりにないと思いますよ。ですから、これはそういう視点で、ぜひ私は今後見ていただきたいと思います。

そして、住宅扶助費についてなんですが、これも削減になりましたけれど、今後これは、全国ではもう住宅を出なさいとか変りなさいとかいうこともあるようなんですけれど、八街市ではどうなんでしょうか。

○市民部長（石川良道君）

本年7月1日を基準として住宅扶助基準の一部見直しがあったということでございます。こちらにつきましましては、従来単身世帯については3万7千200円、2人以上については4万8千400円、それから7人以上については5万8千100円という基準、そういう区分があったわけですが、この区分が細分化されまして、単身については改正なし、3万7千200円、それから構成員の数によって、2人については4万5千円、3人から5人については4万8千400円、それから6人については5万2千円、それから7人以上については5万8千100円というふうな形で細分化されたということでございます。

それで、今申し上げましたように、2人以上のところの基準で、特に2人の方、こちらについては4万5千円になるということで、基本的には契約期間がございまして、この契約期間については旧基準が適用されるというのが基本になっております。私どもの方としましては、一律の、例えば転居をしるかとかという形のものにはならないように、その方の状況といいますか、例えば働いたことによって収入があって向上されている部分があるとか、そういう方も中にはいらっしゃいます。あるいは、大家さんとの話し合いの中でこの基準のところにおさめまじょうと、要するに下げまじょうというようなお話の中で対応できるというふうな方もいらっしゃいますので、その辺は一律の転居指導にならないように、その辺は基準に沿った形での指導はしていきたいというふうに考えています。

○京増藤江君

一律に転居指導をしないというところで、その点はぜひお話し合いで対応していただきたいと思います。

次に、医療費扶助なんですけれど、医療費扶助については受ける方たちが、例えば23年度からずっと見ますと増えておりました。それにつれて医療費も増えてきたのですけれど、26年度は25年度と比べると550人減っていると、このことは、国保の方を見ますと国保では一般医療の受給者は増えているのです、国保の加入者は減っている中で医療費は増えているという中で、この生保の医療費扶助、この受給者が減っている、この原因はどう見ておられますか。

○市民部長（石川良道君）

医療扶助費の関係につきましては、ご指摘のとおり約1億3千200万円ぐらい減額になっております、25年度との比較においてです。レセプトの件数で見ますと25年度が1万9千200あまり、26年度が1万8千600あまりになっています。若干減っていますけれども、件数で見るとそれほどの増減はないというふうに一応見えています。

ただし、何が変わったのかということ、入院の件数、こちらについては25年度が968件、対しまして26年度は847件ということで、金額ベースで見ましても25年度は5億500万円あまり、それから平成26年度については3億7千700万円あまりということで、金額的にも今申し上げた1億2千700万円程度の減ということで、先ほど申し上げました全体の減の中心部分になっています。増えた扶助費の項目もございますので、そうした中での差し引きになっております。

入院の分が減った理由、こちらについては現状では把握できておりません。

○京増藤江君

やはり受給者が減っているので医療費も減っていくだろうと私は思うのですけれど、やはりこの生活保護を受給される方は、本当にそれまでも大変な暮らしの中でようやく生活保護にたどり着いて病院にも行けるようになったということで、私は年々この医療費の受給者が増えてきたと思うのです。ですから、この方たちが健康で暮らせるようにというところでは、なぜ人数が減ったのかということは研究をしていただきたいと思います。

次に、時間がありませんので、まず、7款2項3目の道路新設改良費なんですけれど、道路整備事業費について163ページをお伺いします。この市道等拡幅用地は69万5千205万円なんですけれど、これはこれでできたということなんです、やはり過去にもなかなかこの拡幅用地、さまざまな協力が得られなかったということもあるのですが、そういう場合にはこの買収費用の問題もあるのかなと思うのですが、地主の方たちと合意できなかった場合に、やはり話し合いは丁寧にしていただきたいと思いますと思うのですが、この点についてお伺いします。

○建設部長（河野政弘君）

いろいろな条件の中でなかなか折り合いがつかないということもございますので、地権者

の方には丁寧には粘り強く交渉をしていきたいと考えています。

○京増藤江君

よろしく願いいたします。

時間がありませんので、次に、教育振興費についてお伺いします。備品購入費、研究用図書なんですが、これは小学校と中学校と一緒に聞きしたいのですが、教師用図書、本当に八街市の場合は減っております。21年度、53万7千円でしたけれど、26年度3万1千660円、これは中学校です。そして、小学校は平成22年度78万もあったのが、これが26年度は11万、この金額というのは、印旛郡市またこの近隣の市町村と比べてどういふ状況なのかをお伺いします。

○教育次長（吉田一郎君）

近隣団体の状況ということでございます。この3団体ほど確認いたしました。四街道市では研究図書費としての予算計上はございません。必要があれば個人負担での購入になっているそうです。富里市でも研究用図書費としての予算計上はございません。必要があれば消耗品等から購入するようになるということでございました。山武市でも研究用図書費としての予算計上はございません。必要があれば消耗品費や児童用図書費、生徒用図書費から購入するというところでございます。

○京増藤江君

四街道、富里、これは予算計上されていないということなんですけれど、でも、八街市の場合は、これは必要があるから計上されていたと思うのです。ましてや八街市の場合は、特に不登校の率も大変高い状況が続いている中で、やはり先生方がよく勉強がわかるように授業をしたいとか、そして、そのさまざまな子どもの状況について研究したいとかいう点では、私はほかのところが無いから必要ないということではないと思います。それで、この金額を子どもの部分も小中学校合わせて本当に削っている、これはもう子どもたちが文化的な、また情操を涵養していくと、そういう点からでも本当に逆行している、さまざまな犯罪に巻き込まれたりする中で、本当に子どもが一步立ちどまってしっかりと考えていく、そういう力を養っていくときにこの本の力というのは大変大きいと思うのです。ですから、児童用図書、生徒用図書、それから教師用図書、本当に教育を充実させるために私は充実させていただきたいと思います。

次に、社会教育総務費、209ページなんですけれど、青少年健全育成、社会教育総務費について一緒に伺いたいと思います。と言いますのは、やはり八街市は青少年健全育成都市、これを宣言しております。そういう中で、やはりこの八街市の青少年がどういう状況にあるのか、義務教育で不登校の状況にあった人たちが成年になったときどういう生活をしているのか、こういう調査もされていない。これでは青少年育成都市宣言をしていますけれど、本当にどんな仕事ができるのかという点では情けな過ぎると思うのです。この社会教育総務費の中には社会教育委員、社会教育指導員がおります。この社会教育指導員は2人で、高齢者の方、中央公民館でも当たっていると、市の方でも当たっているということで、高齢者を

対象としております。この中に、このほかに若者サポート指導員、こういう人を配置していく必要があると思うのです。やはり青少年を本当に、いきいきと生きがいを持って生きていける、そういう青少年を育成していく、助けていく、そういう点でこの若者サポートをする指導員を配置していく、そういう方向をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○教育次長（吉田一郎君）

若者に対する本市の相談窓口といたしましては、児童家庭課の家庭児童相談ですか、学校教育課の学校教育相談及び社会教育課の家庭教育相談窓口がございます。相談内容が、児童生徒や義務教育終了後の子どもに関することからそれぞれが連携を持ちながら相談に応じ、内容によりましては他の相談機関へつなげる対応も行っております。その他の相談機関といたしましては、千葉県が設置しましたひきこもり地域支援センターをはじめ子ども・若者総合相談センターや若者サポートステーション等終了相談も含めた幅広い相談内容に応じた窓口を紹介しております。千葉県ひきこもり地域支援センターでは、ひきこもりで悩んでいる本人やその家族からの電話相談を受けております。子ども・若者総合相談センターでは、ひきこもり、不登校、ニートなどで学校生活や社会生活をうまく送れなくなった若者やその家族からの電話相談を受けております。若者サポートステーションでは、無職の若者、いわゆるニート等の職業的自立に関する相談を受けております。このような相談窓口がありますことを従前リーフレット等で紹介してまいりましたが、今後は市広報やホームページ等を活用して周知を図っていくような考えでございます。

○京増藤江君

ですから、今までのそういうさまざまなことがあっても八街市にひきこもりの人たちがどのぐらいいるのか、そういうことも調べることはできないわけです。把握しようにも把握のしようがないわけです。そして、家庭教育でも教育のところでもしているとおっしゃいますけれど、実際には全国的にも本当に不登校の人たちがひきこもりになる可能性は多いといわれている中で、八街市はこれは率先してやらなきゃならない街なんです。今までこういうことをやっています、そうやって相談しています、それではとても間に合わない、その点で、教育長は今回小学校に適応教室の設置についても県の方に申し入れをしてくださったということなんですけれど、この若者のサポートをする係というのは私は八街に必要なと思うのですけれど、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えします。義務教育を終えた者のその後の把握ということで、今、議員の方からお話がありましたけれども、先ほども次長の方からございましたように、たくさんの多くの団体がそういうものにあたっております。八街市教育委員会といたしましては、今後もそういう団体と連携を今以上に強くしながら八街市の内情について把握をしていきたいと考えております。今後も各団体と連携を強めるということでご理解いただければと思います。

○京増藤江君

これは、もし、今すぐできないかもしれませんが、この中に、今ある中に若者サポータ

一という名前もどこかに入れていただきたい、このことをお願いしておきたいと思います。
以上です。

○議長（加藤 弘君）

以上で京増藤江議員の質疑を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前11時13分)

(再開 午前11時23分)

○議長（加藤 弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、私、議案第2号の一般会計補正予算について質問をするものであります。この中学校施設改修事業についての調査設計業務、これについては、八街中学校の非常階段の改修に関わる調査設計業務とのことでありますが、この非常階段、これがきちんと役割を果たしていなかったという点では、これは大変問題であるというふうに思うわけですが、これはどのぐらいの間利用できなかったのか、その辺についての担当課からのご答弁をいただきたいと思います。

○教育次長（吉田一郎君）

この施設、今現在法改正等によりまして既存不適格というふうに判断されております。既存不適格とはそのまま使用しても直ちに違法というわけではなくて、増築や建てかえ等を行う際には法令に適合するよう改築しなければならないとされております。

また、議員の質問にございましたいつから使っていないのかというところですけど、ちょっと今のところ把握しておりません。昭和47年に建物を建築されておるのですけれども、その当時からではないと思って、その当時はまだ2階の屋上までは開いていたと思うのですが、その後のいつというのはちょっと把握してございません。申し訳ありません。

○丸山わき子君

私、それは本当に、学校施設はより安全でなければならない、子どもたちが生活する場である、そういう意味では、いかに安全策を講じていくのかというのは、これは教育委員会の仕事であるというふうに思うわけなんです。これが親の訴えでやっと状況把握がされ、改修に向かったということなんです。大変親、PTAの方も心配されて、なぜこのような状況になったのか、放置されたのかということでは、大変不安な一時を過ごされているようです。こういった、今回は改修事業をされるわけなんですけども、改めて各学校の安全対策は確認されたのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○教育次長（吉田一郎君）

消防法に係る既存不適格といたしましては、当該八街中学校校舎以外にございませんでした。今後とも施設設備の経年劣化による老朽化を考慮した点検、必要に応じての改修、これ

は図っていくという所存でございます。

○丸山わき子君

書面上の消防法云々ということだったのですが、大きな災害があつて、その後はやはり安全対策、これをどれだけ進めるかというのが問われていると、ですから、今各学校の耐震化、これを最優先で八街市は進めているわけなんですけども、しかしながら、こういった細かい部分ではなかなか対応しきれていないという、こういう実態があろう、これにつきましては、私は改めて各学校の安全対策を確認していただきたいというふうに思います。

それから、2点目の計画的な施設整備についてなんですけれども、各学校からは毎年施設整備要求というのが出ているというふうに思います。この各学校の施設整備に対してどの程度毎年答えられているのか、何割くらい要求に対して答えられているのか、その辺はどうでしょうか。

○教育次長（吉田一郎君）

概ね50パーセント程度ということでございます。

○丸山わき子君

なるべく数字は大きく言いたいなというふうに思うところはよくわかりますけれど、しかしながら、現場では大変不自由な学校運営が進められているというふうに思うわけなんです。先ほども私申し上げましたけど、やはり学校はいかに安全な施設であるか、これが追及されると。この間八街市は財政が大変厳しいからということで、教育予算も一律に削減してきたと。ですから、学校に関しましては、本当に我慢に我慢を重ねるような予算措置になってしまっているというのが実態であるというふうに思います。そういった点では施設整備もなかなか進まないというふうに思うところでありますが、今PTAの皆さんからは、例えば中央中の食缶を運ぶエレベーター、専門がありますね、それも今使えないんだよというような声が上がっております。熱い食缶を2階、3階へと持ち上げていくのは大変危険じゃないかというような声も上がっておりまして、やはりこれはもう長らく使われていません。これは本当にその予算措置ができないまま、子どもたちの体力づくりにいいんだというようなそんな声も聞かれたわけなんですけども、そういった点では、本当に施設が整備されないまま置き去りにされているという実態があろうかと思えます。私は、これを改めてきちんと整備をしていく必要があると、これは予算措置に関わっては市長の方の権限になってくるかと思うのですけれども、ぜひ、私、来年度予算措置にあたりましては、今教育委員会の方からは施設整備要求に対して50パーセント程度、半分しか応えられない状況であると、それぞれの学校では本当に不便が生じていると、我慢を強いられているという実態があろうかと思えますので、来年度の予算措置に関しましては節制にもきちんと対応していただきたいというふうに思いますが、市長はいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

今、教育予算をもう少し充実、拡充しろというようなご指摘だと思いますけども、八街市といたしまして、まずは各小中学校の校舎の耐震化をしっかり進めてまいりました。今進め

ておりますのは、各小中学校の非構造部材、いわゆる体育館等々の耐震化を今順次進めております。また、実住小のトイレをはじめ改修したところでございますけども、そうした子どもたちが日頃使う面での教育環境の整備、財政状況を見ながらでございますけども、そうしたことを念頭に置きながらしっかりと努力しているところでございますけども、今丸山議員からありましたご指摘のことにつきましては、いろんなことを含めました中で子どもたちが、先般も申し上げましたけど、八街市の宝だということを私はいつも念頭に置いているわけがありますので、そうしたことを踏まえた中で教育予算の拡充、充実につきましては、予算の状況の中で、できる範囲の中で努力してまいりたいと思っております。

○丸山わき子君

できる限りというような答弁になっているのですが、やはり私は義務教育ですから、そういう点では学校の現場に耐えがたきそういった問題を押し付けてはならないと、やはり子どもたちが心身ともに健康に過ごせる学校づくりはいかに進めていかなければならないのかというのは行政の責任でありますので、私はこの施設整備等につきましても、これは、ぜひきちんと教育委員会も出して順位を付けて計画的に、何年間以内で、3カ年計画あるいは2カ年計画、こういった中できちんと予算をとって進めていくべきであると、いつまでも不慣れた学校現場を作っておいてはならないというふうに思いますので、ぜひそういう点でのご努力いただきたいと、このことを申し上げまして私の質問を終わります。

○議長（加藤 弘君）

以上で丸山わき子議員の質疑を終了します。

これで通告による質疑は全て終了しました。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第4号は、配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。議案付託表に誤りがあった場合は、議長が処理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により、各常任委員会の開催日の通知とします。

お諮りします。議案第5号から議案第10号は、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置してこれに付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長から指名します。

丸山わき子議員、川上雄次議員、小高良則議員、山口孝弘議員、小山栄治議員、服部雅恵

議員、小澤孝延議員、山田雅士議員、以上の8名を指名します。

これからしばらく休憩し、決算審査特別委員会を開き、正副委員長の互選を行いますので、委員の皆様は第2会議室にお集まりください。

しばらく休憩します。本会議再開時刻につきましては、事務局よりご連絡します。

(休憩 午前11時35分)

(再開 午前11時50分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

正副委員長が決定しましたので報告します。

決算審査特別委員会委員長に小高良則議員、同副委員長に服部雅恵議員、以上のとおり決定しました。

議案第5号から議案第10号を配付の議案付託表のとおり決算審査特別委員会に付託し、開催日の通知とします。

会議中ですが、議案第12号に対する質疑通告受付及び昼食のため休憩します。

質疑通告は12時20分までをお願いいたします。午後は1時10分に再開いたします。

(休憩 午前11時51分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

報告します。地方自治法第121条の規定に基づく追加の出席者がありますので、お手元に配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第3、議案第12号を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第55条により、発言は全て簡明にし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑にあたっては自己の意見を述べることはできません。

また、会議規則第56条、第57条及び議会運営に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は、答弁も含め40分以内とし、同一議題につき一問一答、2回まででお願いします。

最初に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、議案第12号につきまして質問を若干させていただきます。

私は、駅の機能性について、そして2つ目には利便性についてという点での質問でございます。

まず、昇降施設についてなんですけれども、このエレベーターが2基設置されますけれども、これは一体何人用が設置されるのか、お伺いいたします。

○都市整備課長（大木俊行君）

エレベーターの仕様でございますが、8名でございます。

○丸山わき子君

駅で8名というのはどういう基準なのか、ちょっと詳細がわからないと今言われたので、質問してもしょうがないのかなと思いつつ、ただ、榎戸駅は朝晩はかなり集中して利用される方が多いのですが、一般的には駅のエレベーターというのは8人以上が取り入れられているように思うのですが、この8名でいいんだという基準、どのようにお考えなんでしょうか。

○都市整備課長（大木俊幸君）

エレベーターの人員でございますが、8名が多いのか少ないのかという問題もございしますが、まずはその設置費用の問題があります。それと設置する場所、今回限られた場所で駅ホーム全体の活用もしております。その中で、設計を組んだ中で8名程度のものしかできなかったというのが本当のところでございます。

○丸山わき子君

かなり制約された中での事業だというふうに受けとめました。

それと、2点目に、エスカレーター設置についてなんですけども、エスカレーターは設置されないわけなんですけども、榎戸駅はJR事業として階段とエレベーターのみなんですけども、市の方もそんなのですけども。それで、なぜ階段とエレベーターのみなのか、エスカレーターが設置されなかったのか、その辺についてはどうなんですか。

○都市整備課長（大木俊幸君）

エスカレーターにつきましては、もちろん設置されるのが一番よいと思っておりますが、今回榎戸につきましては、先ほど申したとおり設置事業費の縮減もありました。それ以前に、エスカレーターの設置する用地がなかなか取れなかった、今回も東口につきましては階段も2メートル50から4メートル、これが最高で取れた面積です。この中にエスカレーターを設置することはちょっと無理だということで、エスカレーターの設置までは至っておりません。

○丸山わき子君

構内はエスカレーター設置できなかったのかどうか、その辺はどうなのでしょう。

○都市整備課長（大木俊幸君）

今回6月の補正予算でも説明させていただきましたが、全体事業費がかなり膨らみました。この中でどこまで落とせるかという中で、エレベーターがあれば高齢者の方、または体の不自由な方も利用できるということで、先ほど申しましたとおり、エスカレーターがあれば一番望ましいのですが、できればエレベーターを使っていたきたいということで、構内も含めた形でエレベーターのみという形とさせていただきました。

○丸山わき子君

市の方の持ち出しはかなりの持ち出しになっているので、市の方が躊躇するのはわかるの

ですが、JRの方の持ち出しというのは総工費のうちのわずか3.3パーセントにとどまっているわけなんですね。そういう意味では、JRにもっと努力していただいて、乗るのはJRの方がたくさんなわけですから、JR側で構内にエスカレーター設置をという要望はできなかったのかどうかという点では大変私は疑問を持つところなんです。そういう点では、本当に機能性について問われてくるのかなというふうに感じます。

あと、駅の利便性についてなんですけども、先ほど朝の全員協議会の中で上屋を80メートル設置しますということが説明されたわけなんですけども、この上屋についてももう少し具体的にどういう状況下で設置されていくのか、お伺いしたいと思います。

○都市整備課長（大木俊幸君）

ホームの上屋でございますが、今回の協定の中で80メートルという説明をさせていただいております。ただし、今回JRの方では、JRの負担の中で単独事業という形で上屋の一部を今回のこの協定から外しております。協定の中では80メートルではございませんが、単独事業という形で最終的には上下線とも80メートルのホームに上屋が付くということでございます。このことから、JRの負担、先ほども5千万円という形でかなり減っているようですが、2千万円弱の減った原因についてはこの上屋の部分の一部を除いております。ただし、JRはこの5千285万8千円のほかに上屋の一部、それと上屋を付けるための基礎工事、土留め工事等で1億円以上かけております。設計では1億5千万円、そのほかにも、あと3、4千万円、別に工事として発注をかけておりますので、約2億円近くの支出が含まれておるところです。

○丸山わき子君

JRの方の単独事業だということで、これは本当に願ったりかなったりだというふうに、大変ありがたいとは思うのですけども、この上屋の80メートルというものは車両にして何両分ぐらいになるのか、その辺についてお伺いします。

○都市整備課長（大木俊幸君）

車両としては80メートルで4両分です。

○丸山わき子君

今まで榎戸駅、上屋が少ししかなくて、雨のたびに利用者が雨に濡れて大変だったという状況があったわけで、80メートル付くということでは、かなり利便性が向上するのかなという点では評価したいというふうに思います。

それから、いま一つ、自由通路の活用についてなんですけども、早速利用している皆さんからどこか座るところがちゃんと確保できないものかどうか、ベンチが欲しいという、そういう声が上がっているのですが、この自由通路を活用してそういったベンチを設置していくというそういう方向計画はあるのかどうか、その辺どうでしょうか。

○都市整備課長（大木俊幸君）

今回の自由通路につきましては、通路という位置付けがされておりますので、最低幅員4メートルを確保しております。この4メートルの中に、例えばショーケースとか椅子とかを

並べることについては好ましくないというふうに指示されておりますので、この通路に椅子等を置く予定はございません。

○丸山わき子君

これから高齢化に向けて、あるいは障がい者の方が駅を利用するにあたっては、ちょっと座りたいなという、今でもちょっと座りたいなという方々が座るところが欲しいんですよねと声をかけて駅に入られていく、ホームに入られていくのです。全くそういったこれからの利用者の立場に立ったときに、果たして無視しちゃっていいのかどうか、その辺については大いに検討すべきではないかというふうに思います。ホームも確かに狭くて、椅子を置くとかというのはどうなのかなというふうに考えさせられますけども、駅舎に関してはちょっと市民の皆さんが座る場所を確保していくということも、ぜひこれは検討していただきたいというふうに思います。

それと、いま一つは、せっかく新しい駅ができて市民の皆さんが利用するにあたっては、1つは交流の場というか、八街駅みたいにいろんな意見を、あるいはこんなお知らせというような形で、そういった面での交流の場に壁になるのかどうか、そこら辺についてはどんなふうにお考えか。

○都市整備課長（大木俊幸君）

自由通路の利用方法でございますが、これは6月の議会の方でも答弁させていただきましたが、やはり4メートルの幅員については確保したい、ただ、壁につきましては、今考えておりますのは絵とか写真とかを飾って市民の方の憩いの場となればうれしいかなという形で、今検討させていただいております。

○丸山わき子君

4メートルしかないといわれていますけども、やはり利用者の要求、要望にかなった、そういう自由通路にしていきたい、このことを申し上げまして私の質問を終わりにいたします。

○議長（加藤 弘君）

以上で丸山わき子議員の質疑を終了します。

次に、服部雅恵議員の質疑を許します。

○服部雅恵君

それでは、何点か質問させていただきます。

私の娘も息子も毎日榎戸を利用しておまして、今回とても喜んでおります。本当にありがとうございます。

それで、まず東口についてなんですけど、この写真を見ますと、東口の車の待機所というのはどのようなになっているのでしょうか。

○都市整備課長（大木俊幸君）

資料の2ページをごらんいただきたいと思います。上に市道104号線、このところに外のエレベーターが設置されておりますが、この右側の部分が、現在自転車の第二駐輪場とな

っております。これは無料ですが、この部分を潰しまして車寄せ、一時的に乗りおりにできる形の車寄せを作りたいというふうに考えております。

○服部雅恵君

そうなりますと、反対側の方はどうなりますでしょうか。

○都市整備課長（大木俊幸君）

この駅の104号線を挟んだ反対側に、平成26年に約1千200平方メートルほどの土地を購入しております。ここを東口の広場という形で整備を考えておりますが、これにつきましては財政状況を考えながら検討していきたいと考えております。

○服部雅恵君

後からとなるとやるのがとても大変になると思いますので、何とか一緒に、こちらの方もできるようによろしく願いいたします。

次に、工事の工程ということなのですが、一応工期の方は30年ということではありますが、完了が、いつ着工していつ終わる予定かもうちょっと詳しく教えてください。

○都市整備課長（大木俊幸君）

工期につきましては、現在まだ業者が決定しておりませんので、あくまでも予定でございますが、平成28年1月に着工、これはただケーブル等の移設等になりますので、実際現場に入るのは4月頃から囲いが入ってくるかなと、現場の方が終わるのが平成31年の3月を予定しております。

○服部雅恵君

オリンピックもあるということで、またこちらの方も工期が延びて、また、これ以上お金がかからないようにしていただきたいと思います。

あともう1点。先ほど自由通路のお話がありましたが、絵や写真を飾りたいということでお答えがあったかと思うのですが、例えばこちら八街駅のように広告等で財源を確保ということのお考えはいかがでしょうか。

○都市整備課長（大木俊幸君）

広告収入というのはかなり有効になりますので、その辺も今検討しております。

○服部雅恵君

ぜひこちらもしっかり検討していただいて、少しでも財源確保に努めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（加藤 弘君）

以上で服部雅恵議員の質疑を終了します。

次に、桜田秀雄議員の質疑を許します。

○桜田秀雄君

まず、JRの負担分ですけれども、今、丸山議員の方にいろいろとお話、説明がありましたので内容はわかったのですが、今までの説明の中だと当初では7千何百万円でしたか、7

千900万円か200万円かはちょっと忘れましたが、その辺だったと思うんですね。JRの負担分、今回はこんなふうになっていますけども、いわゆるケーブル、ああいう工事をすると本当にケーブルには莫大なお金がかかるんですよ、本当に。さっきはそれも含まれているような話でしたけど、その辺も含めて大体総額はやっぱり2億円ちょっとと、そのように聞いていますか。

○都市整備課長（大木俊幸君）

ケーブル等の移設については、詳細なところはJRから示されておりませんが、先ほど申しましたとおり、上屋またはその他の負担という形で2億を超えるというふうには聞いております。

○桜田秀雄君

これは要望なんですけども、大木さんに、例えば八街駅で燕の巣があつて、一回撤去してもらいました。榎戸駅でも、子どもが生まれてから撤去した事例が何回かあるんですよ。本当に忍び難いので、その辺についても少し配慮を願えればありがたいと、このことを要望しておきます。

次に、トイレについて伺いをいたします。これはバリアフリーあるいは多目的というような個室、こういうのは用意されているのですか、身障者も含めて。

○都市整備課長（大木俊幸君）

今回、榎戸駅につきましては、男子、女子トイレのほかに多機能トイレ、これはバリアフリー化ですが、されたものを1カ所設置予定でございます。これにつきましては、体の不自由な方のための便座が低くしたりとか手すりがついたりとか扉を引き戸にしたり、あとはお子様を連れて来られた方のオムツ交換のテーブルを付けたり、そういう形のものを1カ所予定しております。

○桜田秀雄君

駅舎改修について大枠が決まってから、あそこには駅の前にも掲示してありますけれども、まだいろんな形で市民の皆さんにお知らせをしておりますが、そのトイレの設置について、それ以後トイレはあそこだけではまずいよという、そういう意見とかこういったものは市民の方から上がっていないのでしょうか。

○都市整備課長（大木俊幸君）

実際、今回の改修につきましては、まだ一般の市民の方に対しては公表されておりませんので、これにつきましては、今後、12月頭に広報等で周知をしたいと思いますので、その中でもし意見が出るかもしれませんが、ただ、なかなか、先ほど申ししたとおり、設置費用の関係、または設置する場所の関係もございまして、設置箇所を増やすとか、そういうものはできません。ただ、内容についてこういう形でやった方がいいというような意見があれば、その辺は検討させていただきたいと思っております。

○桜田秀雄君

これから市民の意見を聞くということで、多分いろんな話も出ることだと思いますけれど

も、可能な限りお話も出てきましたら市民の要望に応える形で進めていただきたい、このことをお願いして、終わります。

○議長（加藤 弘君）

以上で桜田秀雄議員の質疑を終了します。

これで通告による質疑は全て終了しました。

ただいま議題となっております議案第12号は、配付してあります追加議案付託表のとおり、経済建設常任委員会に付託します。

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

八街市議会会議規則第172条第1項の規定により、千葉県北総地区市議会正副議長会議員研修会に参加するため、配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

○議長（加藤 弘君）

日程第5、休会の件を議題とします。

明日9日から22日までの14日間を、各常任委員会の開催及び議事都合のため、休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。10月9日から22日までの14日間、休会することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

23日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

議員の皆様に申し上げます。

この後、決算審査特別委員会委員の集合写真撮影を行いますので、関係する議員は演壇席にお集まりください。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 1時32分）

○本日の会議に付した事件

1. 議案の上程
議案第12号
提案理由の説明
2. 議案第2号から議案第10号
質疑、委員会付託
決算審査特別委員会の設置及び付託
3. 議案第12号
質疑、委員会付託
4. 議員派遣の件
5. 休会の件

-
- 議案第2号 平成27年度八街市一般会計補正予算について
議案第3号 平成27年度八街市介護保険特別会計補正予算について
議案第4号 平成27年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
議案第5号 平成26年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第6号 平成26年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第7号 平成26年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第8号 平成26年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第9号 平成26年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第10号 平成26年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第12号 総武本線榎戸駅自由通路及び橋上駅舎等新設工事の施行協定の締結について